

平成 16 年 第 1 回

高森町議会 1 月臨時会会議録

平成 16 年 1 月 26 日 開会



高 森 町 議 会

1 月 2 6 日 (月)

平成16年第1回高森町議会臨時会（第1号）

平成16年1月26日
午前10時10分開会
於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

14番 後藤 英範君

1番 宇藤 敬君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成16年1月26日

至 平成16年1月26日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月26日（月）	本会議	

日程第3 議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
（継続審査事件）

日程第4 議案第 1号 設備備品売買契約の締結について
（移動通信用通信設備購入）

日程第5 議案第 2号 設備備品売買契約の締結について
（移動通信用通信設備購入）

日程第6 議案第 3号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

日程第7 議案第 4号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第8 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	広木富八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成16年の第1回高森町臨時議会を開くに当たりまして、ご挨拶を一言申し上げます。

皆様方には健康で希望に満ちあふれた新春をお迎えのこととお喜びを申し上げるところでございます。昨年中は、皆様方のご支援により、町政に精励することができましたことを心からお礼を申し上げるところでもございます。

なお、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の折り、ご出席を賜りまして、またお礼を申し上げます。

さて、今回、臨時議会におきましては、設備備品売買契約書案2件、補正予算案2件、合わせまして4件のご審議をお願い申し上げますところでございます。

諸議案の内容につきましては、のちほどご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞご審議くださいまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、お礼を兼ねましてご挨拶といたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成16年第1回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番 後藤英範君、1番 宇藤 敬君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1月26日の1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、平成15年12月12日に継続審査とし、閉会中の審査を文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） おはようございます。自席から失礼いたします。

平成16年1月9日午後1時より第4委員会室にて、全委員出席のもと、議案提出者高森町長 藤本正一氏に出席を求め、昨年15年12月定例会の委員会席上の書記として継続して阿部係長にも引き続き、書記をお願いし、委員会を開催いたしました。

席上、12月議会での継続審査となった経緯としての地域住民への提案理由の説明不足と、地域住民からの理解を求める、このことについて、12月定例会後の経過について、町長の方から説明を受けました。その中で、平成15年12月22日に町長部局側から草部南部地域住民との説明会が行われるなど、動きがあり、その結果、1月9日の藤本町長の説明によると、草部南部地域住民の皆様のご理解をほばいただいた。地域住民の方々との合意ができたとの報告がありました。

この報告を受け、委員会として、再度、質疑討論を行い、慎重審議を重ねる中、町長判断を尊重する意見、さらに少数意見として、町長の判断には疑問があるとの意見も出されましたが、委員会採決の結果、賛成多数で可とするに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

私も文教厚生常任委員会の委員でございますが、他の議員さん方達のために参考のために執行部の方に12月22日の会議の中での進行上の答弁について、ご質問

をさせていただきたいと思いますが、まず、司会進行をされていらっしゃいました助役にご質問をいたしたいと思いますが、12月の22日、町長の方といたしましては、概ね住民のご理解はいただいたというふうな報告をされました。しかしながら、22日の説明会の際、住民の側から今回、結論を出すべきかというご質問を受けられ、その際、助役が早急に今回ではないというような答弁をされたというふうには感じております。その辺について、どのような答弁であったのか、再度、助役の方からご答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） まず、委員長にお答えを願いたいと思います。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

ただいま、委員長の方にご質問がございましたけども、この席上、当時の12月22日の出席については、町執行部より出席いたしております。したがって、助役の方から補足説明をさせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） お答え申し上げます。

昨年の12月22日、町長・収入役・教育長、そして私4人で地元の方に説明会にまいりました。その中でまず、町長からこれまでの経過あるいは統合化に向けての説明があったように記憶いたしております。先ほど、13番議員、佐伯議員からご質問がありましたが、私が早急に統合はいかがかというような発言があったかに聞いておりますが、私もちょっと記憶をいたしておりませんが、その発言はいずれにしても、説明会を開きながら、地元の皆さん方のご理解を求めていきたいというふうな発言の内容であったかと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 重要な案件になりますと、記憶をしっかり持っておいていただきたいというふうに思っておりますが、皆さんのお手元にも配ってございますが、要望書というものが草部地区から上がってきております。その中においても、おそらく草部地区の皆さん方は12月の22日の説明会だけで終わったというふうにはとらえていらっしゃらない。その根拠はやはり私は助役が12月の22日1回で説明会を終わるというような意向の答弁ではなかったというふうにとらえます。ですから、そのあたりをよければ、再度、記憶を振り返っていただいて、どのような答弁をされたのか、よろしければ、再度、落ち着いてご答弁をさせていただきたいと思

います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） なかなか記憶というものがはっきりはいたしておりません。私としては、町長と同席をいたしましたので、町長が統合化に向けて、統合になったあかつきには一生懸命地域的なこともやっていくというようなことがかなり説明の中であったように思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 町長が話されたことはよく明解に記憶にあるようでございますが、自分の話されたことはよく覚えていらっしゃるということでございますが、私は、最後に、草部の住民の方が「今日の説明会でどうしても早急に結論を出さなければいけないのですか」というご質問があった際に、助役は「いいえ、そういうわけではございません」と、今回、早急に結論を出すべきことというふうなことではないような、その旨の答弁をされておるといふふうにとっております。ですから、私は、その点について、町長と収入役・助役さん3名の話し合いが当時、どのようになされたのかなど、そのあとにですね。不思議でならないわけでございますし、その後、町長の方からは草部南部地区の皆さん方のご理解等については概ねいただいたというふうの説明がありましたし、また、どなたが行かれてもというふうな旨のご発言もあったということでございます。

ですから、その辺の記憶をやはり一番重要な会議であったというふうに思いますから、できれば、そのあたり責任を持って、自分の発言については、振り返っていただきたいというふうに思いますが、やっぱり正確には思い出せませんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 私も当日は、進行ということでございましたので、私の発言について明確に覚えておりません。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、13番議員さんの方から22日についての質問があったわけですが、私も22日についての質問をしてみたいと思っておりますが、これは、あくまでも要望書も出ておりますので、その点も踏まえまして、質問いたしたいと思っております。

12月22日に統合説明会がなされております。その時に、執行部の方からも出

席をされております。その経緯については、今、13番議員さんの方から質問が
っております。その中の答弁においても、ちょっと執行部らしくない答弁がなされ
ております。そのような答弁の中に私も疑義を生じておるところもあります。22
日の出席者についてですね、ちょっとお尋ねをするわけでございます。これにつ
きまして、出席者、要するに、保護者が主体で説明会がなされたのか、それに駐
在員さん方はどうなっておるのか、また、地域の方はどうなっておるのか、そ
の3点をちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

今しがた、12番議員さんの方からご質問がございました。12月22日にお
ける席上の参加者、そのことについては、委員会席上、町長の方からもご説明
がありました。詳しい内容等については、再度、町長の方でお答えしていただき
たいと思っております。

しかしながら、これはあくまで委員長の判断でさせていただきますことを議
長の方に許可を願ひたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） はい。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、12番議員さんの質問でございますけれども、ど
のようなことでございますけれども、各区長さんお出でになりましたし、また、
前のいろんな保護者の方、私もようと面々を一人一人のよく名前と顔がつか
りません部分がございます、どなたかどこということは私もよくわかりませ
んけれども、4、50名の方が参加されたんではなかろうかなと、そのよう
に思っております。だいたい地域的には皆さん方、連絡等は行き渡っている
ように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 失礼いたしました。ちょっと質問が悪かったよう
ですね。私の申し上げたことは、駐在員さん、保護者、地域、ご案内、説明
の趣旨、そのご案内をされた相手方をちょっとお聞きしよるわけですが、ど
ういう形でご案内されたのか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 私からお答えをいたします。

周知につきましては、文書回覧、それから防災無線を使って、草部南部地区
に全部に周知をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、わかりました。ということは、一応地域に対して呼びかけられたということで認識をいたしました。それで結構でございます。その中で、4、50名、来られたということでございます。保護者の方は当然来られていると思いますし、一番大事なことは、地域の住民の皆さん方が当然、皆来られるということはあるまいと思いますが、その中で駐在員さん、前駐在員さん、今の駐在員さん、そこらあたりのメンバーというものをちょっと把握しておられるのか。一番こういうことにつきましては、保護者と申しますと、当時の保護者でございまして、子供達が卒業しますと、地域の方に変わられるわけでございます。保護者が10年も20年も続くわけではございません。あくまでも地域の中で、今後どう町の事業、いろいろな形で進めていくのか、これはあくまでも、地域の方が一番大事なものでございます。学校はあくまでも保護者でございまして。私達が12月の議会で一番心配しておりましたのは、統合を進めることによって、地域が今後、町に向ける目というものがどうなるのか、あまり強引に統合を進めるということはちょっとおかしくはないですかということで、継続審査という形、地域との合意形成に向けて努力をしてくださいということでお願いをしたつもりでございます。その中で22日に説明会がなされた、その中に出席者が4、50名と、4、50名と言っても地域の中で10名の差があるし、出席者が、保護者がその中に何名、地域の方が何名、ここらあたりの把握が本当にできておるのか、その中に先ほどから何度か申しておりますように、駐在員さんが前の駐在員さんあたり、それから、現在の駐在員さんあたりがどの程度出席されておるのか、大変地域として、私達はこちらの方に草部地区ではございませんけれども、大変そこらあたりを心配する部分でございます。

学校統合に向けては、いつも申しておりますように、私も前回までは委員長でもございまして、統合を進めておった一人でございます。その中で、あくまでも統合ができなかったということは、合意形成がなかなかできていなかったということで、草部だけは先送りされたという事実もございます。手前味噌でございますけれども、自分の上在区の初寄りにおいては、私は今度の26日の臨時議会においては、たぶん草部南部も統合に向けて進みますよという区民の方々に説明もしております。私は、説明が1回はスムーズな中に行われるという前提のもとで、区民の方々にも説明をしておる。私はそれほど、統合というものはしていただきたいという気持ちが十二分にあるわけでございます。しかしながら、合意形成に向けての説

明が先ほどから答弁にあっておりましたように、もう少し理解のある合意形成に向けての話し合いというものが一番大事ではないのか、あくまでも帳面消しの説明会で統合を進めるというものはいかななものか、そこらあたりも非常に危惧しておるといのが、今の心境でございます。今々、22日に説明会をして、これが最後ですよ、いいえ、まだこれでは最後ではありませんよという、記憶にないというような言い方もされております。そこらあたりは、区民としてどうとらえておられるのか、大変心配するところでございます。そこらあたりは、町長はじめ、執行部においては、もう少し横の連絡をとって、密にされて、地域等の説明会を本当に真剣にとらえてやっていかないと、これからの町政というものは大変厳しいものになるのではなからうか、地域の中の協力なくして、到底、これは町の執行部、今後の行事等のいろいろな事業等の進め方というのが、ますます困難になるのではなからうかという心配をいたしております。

これについて、町長の答弁を求めたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 12番議員さんがお話をされるのもよくご理解できますし、私も地域の痛み、また、地域の寂しさ、よく理解をするところでございます。何と言いましても、地域の痛みもわかりますけれども、教育は子供さん方の教育行政におきましても、国家百年の計というようなこともございまして、今、12番議員さんがおっしゃいましたように、第3次答申まできて、いろんなお話が進んでおります。なかなか100%の合意形成というのがそれができるのが一番いいわけでございますけれども、なかなかそこまで踏み込んで、100%の合意形成はまず不可能だと、私が考えましたのは、時期尚早ではありません。ちょうどこの時期ですという判断をしたところでございます。ただ、思いますに、本当の意味で地元の方々の痛みがわかりますものですから、何とかして、地元の方に協力を得ながら、やはり草部南部地区の地域の方々の少しでも統合に向けての協力ができますものならば、少しでもまた一生懸命地区の方々、地域の方々の道路1つ、何1つにいたしましても、ご協力申し上げ、新年度予算に組み込んで、平成17年を目指しておりますということをお話をし、当初、町政を預かりましてから、そのような方向で一生懸命段取りを、そういうお願いをして、地域の方々にお願いをしてきたところでございます。

それは本当に気持ちはわかります。わかりますけれども、なかなか100%の合

意はできないと、いつ判断するかと言われても、これはどうにもこうにも何とか協力を願う以外に、どうしようもないのでございます。どうぞひとつそのあたりをご理解をいただきたいと思います。いろいろわかります。気持ちもわかります。わかりましても、どうしても、やってやらなきゃならないということがある。そのあたりを議員の先生方にもご理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 答弁ありがとうございます。町長の気持ちもわかりますし、区民の気持ちもわかるわけでございます。私も100%の合意形成をしてくださいということを申し上げてはおりません。あくまでも先ほどから申しておりますように、執行部として、横の連絡を密にし、記憶にないとかあるとかという問題ではなくて、的確にとらえられて、ちゃんと説明のできる形で合意形成をなしていただきたい、話し合いを進めていただきたいということを申し上げておるわけで、あくまでも100%してくださいよと言っているわけではございません。あくまでも、そういう説明会というものが22日にされておるけど、その後、要望書がこのような形で上がってくること自体が、私どもも大変議会の中で審議する中で、大変心配をしている所でございます。そこらあたりを理解をしていただきたいと、かように思うわけでございます。あくまでも、これは町長が今後、進めていく上において、責任を持ってやっていただくという過程の中で私どもは聞いておるわけです。そこを今後、進めていく上において、問題のないような形で進む、これが議会としては責任があるわけです。いろいろな今後、問題が出てきますと、議会もここで賛成をし、結果的には草部区民のためにプラスになるのか、マイナスになるのか、そこらあたりを慎重にしたいがために、進めるがために、私どももこのような質問をしているわけでございますので、その点をご理解をいただきたいと、かように思うわけでございます。

一応、皆さん方のご意見もあろうかと思しますので、私の質問は終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 縷々、いろんなご質問等がございましたけれども、文教委員会といたしましては、1月9日の段階で町長の方の判断を求めました。したがって、その時の町長の判断が理解を得たと、そして地域住民の方の合意もできたと、そういう報告を受けました。したがって、その説明をする上でのご理解を求める方法等については、一切、12月議会等でも論議はいたしてお

りませんし、あくまで、町長執行部の判断に委ねるという形で、審議を慎重にいたしておりました。その結果、町長の報告を受け、委員会として可としたということ再度、報告したいと思えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤でございます。

私は、12月の議会でご質問申し上げましたが、三役さんが2人、草部から出られるので、合併を前提に進んでいくと思えますが、色見・上色見が昨年統合いたしました。これは下色見・上色見ともでございますが、合併を前提に統合を急いだけでございます。ところが、現在、合併もできないで、単独でいくということになって、今、草部の問題が出ておりますが、とにかく、今日の今の委員長の報告では可とすることに決しましたということでございますが、東小・中学校をつくる時、非常にもめて、野尻地区が未だに半々になっておる状況は皆さん、ご承知のとおりと思えます。そういうところで、また、単独でばかりいく中で、草部が2つに割れないような立派な統合ができることを期待しておるところでございます。

また、その中で、せつかく統合するなら、高森に行こうとか、いろんな話も私あたりも、議員さん達も耳に入っていると思えますので、とにかく、一番大事なことは地元でございますので、地元が一致団結して統合のできるようなふうを期待するところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 町村合併等のことまで話が進みますと、委員長としては、何ら申し上げる部分が少のうございますけども、学校統合に関しましては、長年の懸案でございました山東部1、平野部1、この総合計画に基づいた、いわゆる計画に基づいた審査の結果であったというふう判断しております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） ただいま、この重要な統合の案に対しまして、当の地域の甲斐でございます。今日はこのために傍聴にも来ていただいております。昨夜来からこの方達と関係の方達と話し合いをしてまいりました。今日は委員長さんの可とする今発表がございまして、私達が次のことを考えなければいけないのだからということで、今日はやってきております。各議員さん達の質疑の中で、本当にこの文化と伝統ある学校でございます。これに対して、本当に十何年間の協議をされてこられた

中に、今日はどうしてもこういう形となるならば、今度の3月の一般質問にはどうでもさせていただいて、ほどよい過疎化になるために、どうしても活性化ということにご協力をいただかなければいけないなということで今日は来ておられるわけでございます。それにして、私達も要望書を今日初めてこういう形で見せていただいておりますが、何分、地区の方達もこの学校の統合に対しましては、本当に重要なことでございます。どうか、この意見に対しまして、委員長さんの方にもお汲み取りいただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） ただいま5番議員さんの方からご質問がございました。あくまでも委員会といたしましては、1月9日の段階で、町長の方の判断、いわゆる委員会に付託されました議案の第50号、小中学校の統合ですね、条例改正については、町長の説明を受ける中で、町長の判断が地域住民の皆様のご理解をいただいた、ほぼいただいたという報告があった、そのことを受けて、何らそれ以上に地域の理解をいただいたという報告に対して、何らほかの異議申し立てる部分は少のうございました。重ねて、町長報告がほぼ地域住民の皆様のご理解をほぼいただいたという報告、さらには、地域住民の合意ができたと判断する、この2点につきまして、委員会といたしましては、賛否をとった結果、賛成多数で可となったということを再三再度、ご報告をしたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 私は賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

この問題については、12月の定例会でも随分ここで議論をされ、また今日もこのように皆さん方が本当に真剣に議論をされたところでありますし、また、説明不足とか、いろいろありますけれども、東中学校ができる時点から、いろいろな形で説明は応分にされてきておると私はそういうふうに信じております。中身についてはわかりませんが、統合審議会なり、来られた審議委員さん達がどれだけ地域に帰って、真剣に相談をし、協議を重ねてこられたのか、その点についても疑問は残るところでございますけれども、私は、私達の地域の統合についても、100%、その趣旨なり、あるいはその時その時に審議された状況、そういうものを一部

始終、地域の皆さん方にご説明をした中で、こういう事情でありますので、どうぞ統合にご協力くださいというような形で、ほとんどスムーズにこの地区あたりは統合ができてきたわけでございますけれども、両色見が高森に統合することになった時点でも、やっぱり草部も一緒にいろいろと審議をされてきたというふうに思っております。2年間の猶予、15年にはちょっと早すぎるということで、2年間だけ遅れた形になりましたけれども、私はこの場でも申し上げましたが、あくまで、統合は子供の立場に立ってするものであって、地域の過疎とか、あるいは地域の活性化を絡ませてはならないと、子供が教育を受ける、その期間というものは二度と私は帰ってこない。その時期をやっぱり大切に親なり、政治家なり、政治を司る我々も、そしてまた執行部もそれを大事にしてやらなきゃならんというのが基本であります。

それで、今度、町長も決断されたわけでありましてけれども、草部の皆さん方がまだいろいろ疑問を持っておられる。そしてまた、統合を東小、中学校ができて、中学校ができて13年になりますか、小学校ができて7、8年になります。これだけ期間がありますと、吸収統合ではないかという心配もあるようにも伺っております。決して、そのようなことにならないように、あくまでも統合や、これはもう平等の合併であるということで、進めてほしいなど、そしてまた、懸念が残っている部分については、最大限、統合までに執行部努力をしていただいて、そして、少しでも痛みを取り払っていただいて、合併がスムーズに行くように、努力をしていただくと、私は特に、強調いたしまして、賛成といたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

討論の際は、まず反対意見を出させていだきたくはなすけれども、私は委員会の中の少数でございまして、今回の議案については、まだ時期尚早であるという意味から、反対の意見を述べさせていただきました。ですから、当然、今回の討論につきましても、まず、反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今回、出ております小中学校の統合についての議案でございますが、第3次の学校統合審議会ですと、いろいろと学校統合についての審議がなされておりました。当時、私も高森小学校のPTA会長として学校統合の話し合いに最初のうちはかたっておりますが、その際、上色見・下色見・高森小学校の統合については、諸条件が上色見・上色見の校区の方から出されまして、いろいろと統合に向けての話し合いがなされておった。しかし、その際、草部南部につきましては、まだ地元としての周知

徹底、または意識についての自信が持てないということで、今回の統合、昨年の統合には下の上色見・下色見とは一緒に足並みを揃えられなかったという経緯がございます。しかしながら、統合審議会としては、あくまでも学校を再編成をしたいということで、統合を答申の中では、山東部に小学校1、中学校1と、平坦地に小学校1、中学校1ということを出されたら、それはわかっております。

ですから、それをもとに今回、このような議案が出てきたというふうに私も理解しておりますが、行財政、また町の育成を考えていく面においては、やはり将来については、統合やむなしかなという気持ちはあるわけなんです。ただ、やはり財政の悪化とか、子供の教育の現状とかということの問題視し、学校統合をさせるということが本当に住民のためになるのか、また子供のためになるのかということを疑問を持っております。草部南部地区の校区の小学校・中学校の子供達の育て方、学校教育のあり方については、私は草部南部地区の皆様方は十分な自信を持っていらっしゃる。皆さんご存じのとおり、都市部において、中規模校、また大規模校の学校の荒廃、子供達の心の荒れ等については、なぜかという疑問も皆さん方、あると思いますが、やはり地域を上げての子育てがやはり子供達の心の成長に一番の重みを抱けるんじゃないかということをごさいますして、草部南部地区においても、やはり子育てについては、地域をあげてされておると、それで、自信を持っていらっしゃるわけ。その中で、やっぱりそういうふうな自信のある中に、学校統合を進めようというのであれば、やはり十分な説明、またはご理解をいただけるような会話が私は必要になってくると思います。

ですから、今回、要望書がこのようにもあがっておりますし、私は助役が12月の22日の会議の際に、今回は、結論を出さなくても別にというような答弁をされておるとすることも踏まえますと、やはり草部南部地区の皆様方については、やっぱり将来の子供の教育について、もう何回かは行政と地域住民との会議が開かれるものだというふうにとらえていらっしゃると思います。ですから、もうしばらく、草部住民の理解をいただけるように努力をしていただいて、それから、学校統合に向けての条例改正等を私はすべきではないかなと思っております。

何も財政の悪化、または先行きの不安等については、草部の住民の皆様方だけの責任ではなく、これは財政を担っておる行政、または議会の責任でもあるという観点からすれば、一方の意見だけを重視し、草部の住民の意見を無視する形での私は学校統合というものは、やはり避けるべきであるというふうに思いますし、議会としての役割といたしましても、慎重に審議をし、やはり審査をするという意味か

らしますと、住民の皆さん方達がどうすれば、本当に喜んでいただけるかという結論を出すために、もう少し時間をいただきたいということでございますので、よろしければ、この件については、賛成よりも私はこの議案については反対という形でお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

私は、賛成でございます。文教厚生常任委員会ですね、この委員会付託を受けました委員長の報告のとおり、その重みを感じますところに私は賛成でございます。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第50号について採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第1号 設備備品売買契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第1号、設備備品売買契約の締結についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源

喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第1号でご提案申し上げました設備備品売買契約の締結についてご説明申し上げます。

これは、現在、整備を行っております移動通信施設に係る鉄塔の上部に設置いたします通信設備を備品として購入するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

内容についてご説明します。契約金額1,483万6,500円、契約の相手方を福岡市中央区渡辺通2丁目6番1号、株式会社NTTドコモ九州代表取締役、高橋豊久氏とするものでありまして、今回は無線設備、電源設備、アンテナ設備を購入するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、設備備品売買契約の締結について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、設備備品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 設備備品売買契約の締結について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第2号、設備備品売買契約の締結についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第2号でご提案申し上げました設備備品売買契約

の締結についてご説明申し上げます。

これは、先ほども申し上げましたけれども、移動通信施設に係る鉄塔の上部に設置いたします通信設備を備品として購入するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

内容でございますけれども、契約金額1,516万2,000円、契約の相手方東京都新宿区西新宿2-3-2、KDDI株式会社代表取締役、小野寺正氏とするものであります。内容は、無線設備、電源設備、アンテナ設備を購入するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、設備備品売買契約の締結について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、設備備品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第3号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第3号で提案いたしました平成15年度高森町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なもの、4月に執行されます熊本県知事選挙の経費や公共

土木施設災害復旧事業費の事業費確定による調整でありまして、総額で1,259万円の減額補正となります。これを現予算と合算いたしますと、45億2,592万9,000円となります。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。6ページ、第2表に地方債補正の災害復旧債は、公共土木施設災害復旧事業の補助事業費確定による変更であります。以下、歳入予算の主なものについて説明をいたします。

9ページの国庫負担金の災害復旧国庫負担金は、補助災害復旧事業費の確定による国庫負担金の減額であります。総務費、県補助金の地籍調査事業補助金は、地籍調査現場用車両の買い換えによります補助金の増額であります。総務費、県委託金は、熊本県知事選挙に伴うものであります。町債におきましては、先にご説明いたしました公共土木施設災害復旧事業費確定による起債の減額でございます。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。12ページ、選挙費につきましては、4月4日執行予定の熊本県知事選挙の経費の15年度分であります。13ページに地籍調査費は、補助金の増額に伴いまして、購入後13年を経過しております調査用車両の購入経費を計上しております。次に、障害福祉費は、扶助費の支援費施設分を役務費及び委託料の施設入居者診療報酬へ組み替えるものであります。14ページに道路の維持費は、工事請負費から降雪による塩化カルシウム購入費及び町道補修のための原材料費に組み替えるものであります。15ページ、中学校費の学校建築費は、高森中学校プール設計委託業務と旧校舎解体工事の入札残を減額調整し、小学校施設管理費と山村広場電気設備の修繕費用に組み替えるものでございます。17ページ、公共土木災害復旧費は、昨年7月の集中豪雨、8月の台風10号により発生した町道等の災害復旧事業に当たり、当初、計画しておりました事業費は、水俣市における集中豪雨をはじめ、全国的で大きな災害が多数発生したことで、採択基準が例年より厳しいものになったことによる減額補正であります。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたしまして、ご説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、平成15年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第4号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第4号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、説明申し上げます。

今回は、総額に変更はございませんで、既定予算内での補正となります。

予算書6、7ページに記載しておりますとおり、款2保険給付費、款8諸支出金間で療養給付費、高額療養費等を今後の執行見込みに沿って組み替え補正させていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（相馬俊行君） 日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成16年第1回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第1回臨時会

平成16年1月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111